

# 川崎市総合就職サポート事業・生活困窮者就労支援事業・就労準備支援事業委託法人選考委員会設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市総合就職サポート事業、生活困窮者就労支援事業及び就労準備支援事業を法人に委託して実施する上で、公平かつ適正に審査を行い、最適な法人を選考するため、川崎市総合就職サポート事業・生活困窮者就労支援事業・就労準備支援事業委託法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、その実施について必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案書等提出された書類の審査に関すること
- (2) 企画提案内容の評価及び運営法人の選考に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること

## (組織)

第3条 選考委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 健康福祉局生活保護・自立支援室長
- (2) 健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔自立支援〕
- (3) 健康福祉局長寿社会部長
- (4) 健康福祉局障害保健福祉部長
- (5) 経済労働局労働雇用部長
- (6) 区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長若しくは副所長又は担当部長（生活保護担当）が設置されている場合は同担当部長のいずれか1名

## (委員長及び副委員長)

第4条 選考委員会の委員長は、健康福祉局生活保護・自立支援室長とし、副委員長は健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔自立支援〕とする。

2 委員長は会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (選考委員会)

第5条 選考委員会は、委員長が召集する。

2 選考委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 第3条第2号から第6号に掲げる者の出席が困難な場合は、代理人の出席を可能とする。この場合において、代理人を出席させる委員は、あらかじめ委員長へ報告しなければならない。

## (審査及び選定)

第6条 選考委員会は、第1条の事業を受託するためプロポーザルへの参加意向を申し出た事業者のうち、あらかじめ健康福祉局生活保護・自立支援室（以下「生活保護・自立支援室」という。）から、参加意向申出書、誓約書その他関係書類の確認を受け、参加資格があるものと認められた事業者に対し、事業の企画及び提案の内容について、プレゼンテーションさせることができる。

- 2 選考委員会は、前項の規定により、プレゼンテーションを実施する場合には、参加事業者に対し、あらかじめ提案書、見積書その他関係書類（以下「提案書等」という。）を提出させ、実施するものとする。
- 3 選考委員会は、プレゼンテーションを実施した場合には、提案書等及びプレゼンテーションの内容について、出席した委員及び代理人ごとに、別に定める評価基準による評価及び審査を行い、当該評価及び審査結果を合計した上で、最も優れた事業者を委託事業者として選定する。ただし、当該評価及び審査結果を合計した結果、2以上の事業者が同点となる場合は、出席した委員及び代理人による審議等を行った上で、選定することとする。

（関係者の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第8条 選考委員会の事務局は、健康福祉局生活保護・自立支援室に置く。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和7年12月15日から施行する。